

広島県告示第百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十三年三月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年三月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次美土里線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市粟屋町字屋源谷四四番一地从先から 三次市粟屋町二六番一地从先まで		三・九〇〇 九・四〇〇		一七九・〇〇〇	
	一一・七〇〇 三二・三〇〇	一一・七〇〇 三二・三〇〇		一五九・〇〇〇	
			一五九・〇〇〇		ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一五四・八〇 メートル